

○茨城県立医療大学付属病院医療安全管理委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学付属病院委員会設置規程に基づき、付属病院医療安全管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副院長
- (3) 各部長
- (4) 病院管理課長
- (5) 病院長が医療安全管理室長に任命する者
- (6) 病院長が医療安全管理者に指名する者

2 前項の規定にかかわらず、医療事故に係る重要事案及び訴訟に関する事項を協議する場合は、事務局次長及び総務課長を委員に加えるものとする。

(協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 医療安全管理のための院内組織体制に関する事項
- (2) 医療安全管理のための対策に関する事項
- (3) 医療事故の発生に伴う事実調査に関する事項
- (4) 医療事故に係る患者及び家族の対応に関する事項
- (5) 医事紛争の対応策に関する事項
- (6) 医療安全管理に係る情報の収集に関する事項
- (7) 医療安全管理のための職員の教育及び研修に関する事項
- (8) 医療安全管理のためのマニュアルの整備に関する事項
- (9) 医療安全管理についての職員への指示に関する事項
- (10) 医療安全管理室の運営に関する事項
- (11) その他必要な事項

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、病院長をもってこれに充てる。

2 委員会には副委員長を置き、副院長をもってこれに充てる。委員長に事故あるときは、その職務を代行するものとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長にあたる。

2 委員会は、委員長が必要と認めたとき開催する。

(構成員以外の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会へ出席させ、協議事項の説明を求め、意見を述べさせることができる。

(議事録)

第7条 議事録は事務局が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、病院管理課で処理する。

(付置会議)

第9条 車いすを安全に管理するため、委員会の付置会議として車いす等管理チーム会議を設置する。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年2月10日から施行する。
- 2 茨城県立医療大学附属病院医療事故防止対策委員会要綱（平成11年6月22日第5回病院幹部会）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年6月13日から施行する。